

令和 2 年度

PTA 総会議案書

及び

資料

日程 令和 2 年 5 月 1 4 日(木)

兵庫県立宝塚北高等学校 PTA

PTA 専用メールアドレス t.kitapta@gmail.com

令和元年度 事業報告(案)

【本部役員会】

5月	14 日	2019 年度 PTA 総会
	14 日	第1回役員会(以降年7回開催)
	24 日	コミュニティすみれ総会
6月	4,5 日	文化フェスティバル・チャリクルバザー
	14 日	コミュニティすみれ運営委員会(以降毎月第2金曜日)
	15 日	演劇科第33回卒業公演
	17 日	兵庫県公立高等学校 PTA 連合会総会
	19 日	国際交流実行委員会
	23 日	GS科卒業研究発表会
7月	2 日	学校評議員会(以降年3回開催)
	11 日	宝塚市内県立高等学校PTA(育友会)協議会(宝塚西高校にて)
	13 日	第 45 回近畿地区高等学校PTA連合会大会(和歌山県和歌山市)
	19 日	教科書評議委員会
9 月	18 日	食堂購買運営委員会
10 月	1 日	体育大会への協力
	26 日	学校説明会
	31 日	第 2 学年「総合的な学習の時間」に係る講演会協力
11 月	7 日	生徒会との懇親会
	20 日	日常英会話教室(全2回開催)
	30 日	兵庫県公立高等学校PTA連合会研究大会(神戸市)
12 月	11 日	PTA臨時総会
2 月	4 日	PTA常任委員抽選会
	27 日	卒業記念品贈呈式
	28 日	卒業式
3 月	27 日	PTA常任委員会
	8 日	入学式
4 月	10 日	教育振興費会計監査
	13 日	PTA 会費会計監査
	21 日	PTA常任委員抽選会(新入生)
5 月	14 日	令和 2 年度PTA総会

【学年委員会】

学年委員会は、各学年の委員長・副委員長の計6名で構成されています。

今年度は食堂試食会と保護者向け進路講演会を、各担当の学年委員が中心となり全員で協力して行いました。

「食堂試食会」(第一学年担当)

10 月 17 日に、『チキン南蛮』または『オムライス』の中から一品を選ぶかたちで、保護者の皆様に試食していただきました。

「二年保護者向け進路講演会」(第二学年担当)

10 月 17 日に、河合塾より山田浩靖先生をお招きし『最新入試情報と保護者の心構え』をテーマに、二年保護者向け講演会を開催しました。

「三年保護者向け進路講演会」(第三学年担当)

12 月 10 日に、駿台予備校より恒川久仁子先生をお招きし『出願校決定のポイントと保護者の心構え』をテーマに、三年保護者向け講演会を開催しました。

各行事へのご参加及び実施に際し、ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

【研修委員会】

研修委員会は、14 名の委員がボランティア清掃班4名と、研修旅行班 10 名に分かれて、それぞれで協力して活動しました。

「ボランティア清掃」

3 月 17 日に予定していましたが、中止となりました。

「研修旅行」

10 月 24 日、淡路島への日帰りバスツアーを開催しました。野島断層保存館では当時の記憶がよみがえり、防災の大切さを改めて感じました。ウェスティンホテル淡路では、地元の食材をふんだんに使ったランチバイキングを堪能し、特産品であるお香の工場見学・製作体験をし、たこせんべいの里でお土産を購入して帰路につきました。

あいにくの雨模様の日でしたが、他学年・他クラスの保護者の方たちの交流の輪が広がり、楽しく過ごせたことを委員一同心より感謝いたしております。

以上、一年間楽しく活動させていただきました。皆様の行事へのご参加およびご協力、本当にありがとうございました。ご協力頂きました皆様に心より感謝申し上げます。

【広報委員会】

広報委員会は、PTA広報誌『松風』(まつかぜ)を年2回発行しています。

14名の委員が69号(7月発行)、70号(2月発行)にそれぞれ分かれて担当しました。

主に、学校行事での子供達の様子やPTA活動報告等を写真中心に紹介しております。

編集作業は行事ごとに分担し、原稿・写真の依頼、レイアウトの決定、最後に校正作業を行いました。ご協力頂きました各方面の皆様にご心より感謝申し上げます。

【保健厚生委員会】

保健厚生委員会は14名の委員が「制服リサイクル」「体育大会」「健康講座」の3つのグループに分かれて企画準備し、運営し、協力して活動しました。

「制服リサイクル」

6月の文化フェスティバルでの恒例行事です。今年度も盛況で、多くの方々に喜んで頂けました。

「体育大会」

10月体育大会でのPTA競技として、恒例の”玉入れ”を企画しました。多くの保護者の方々に参加していただき、おおいに盛り上がりました。参加賞として”ジップロック”を配布しました。

「健康講座」

11月、”栄養バランスの取れたお弁当メニューを考えよう！”～成長期のお弁当の栄養バランスについて～とのタイトルで、「食」についての座学での健康講座を企画しました。講師に「身体に優しいアスリート料理教室 Colza」主宰奥田佐智子先生をお招きし、講義していただきました。”お弁当作りが楽しみになりました”などの感想を頂き、参加者の皆さんに喜んでいただきました。

1年間、楽しく活動することができました。皆さまの行事へのご参加、ご協力、本当にありがとうございました。

令和元年度 PTA 会計収支決算報告書(案)

収入総額 7,765,391

支出総額 6,003,815

差引残高 1,761,576 (次年度へ繰越)

1 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減額	備考
前年度繰越金	1,299,090	1,299,090	0	
会費	5,712,000	5,668,300	-43,700	@500×延べ11336.6人
雑収入	0	18,001	18,001	利息 前年度役員返金 前年度会費徴収分 阪神地区活動助成金
その他	0	780,000	780,000	研修旅行参加費 周年積立振替入金
合計	7,011,090	7,765,391	754,301	

2 支出の部

科目	予算額	決算額	残額	備考
運営費	総務費	250,000	291,888	-41,888 高P連会費 PTA賠償保険 大会参加費 他
	会議費	50,000	27,383	22,617 お茶 他
	交通費	280,000	359,420	-79,420 役員、クラス委員 交通費
	事務費	150,000	161,905	-11,905 切手 電話 緊急メール 光熱費 他
	印刷費	110,000	75,621	34,379 総会資料業者印刷代
	慶弔費	50,000	10,000	40,000 香典料
	事務局費	700,000	305,200	394,800 事務局人件費・交通費 (R1.9.30迄)
活動費	広報委員会	380,000	371,560	8,440 広報誌「松風」発行費 他
	研修委員会	450,000	653,185	-203,185 研修代 (@ 3,500円×80人=280,000円徴収)
	保健厚生委員会	60,000	22,096	37,904 体育大会参加賞 健康教室 他
	学年委員会	70,000	45,980	24,020 講演会 他
事業費	進路対策費	1,200,000	1,150,126	49,874 進路関係本 長期休業中の空調費 他
	文化講座費	30,000	12,371	17,629 日常英会話教室 他
	環境整備費	180,000	64,050	115,950 花苗 緊急時飲料 他
	生徒福祉費	350,000	349,870	130 学校図書購入
	学校行事費	1,400,000	1,502,160	-102,160 テント 卒業記念品 皆勤賞 周年記念他
PTA会費返金		0	1,000	-1,000 転出返金分
部活動助成金		100,000	100,000	0 部活動助成金
国際交流費		200,000	200,000	0 国際交流事業援助金
積立金		300,000	300,000	0 記念事業積立金
予備費		701,090	0	701,090
合計		7,011,090	6,003,815	1,007,275

第2号議案

3 積立金

イ 周年のための積立金

前年度繰越金	857,914円
収入金額(一般会計より)	300,000円
利息	5円
支出金額(扇風機)	100,062円
支出金額(張出舞台)	500,000円
残額	557,857円

4 その他積立金

ロ 前年度繰越金

収入金額	0円
利息	8円
支出金額	10,000円
残額	954,728円

2020年4月1日 上記のとおり報告します。
兵庫県立宝塚北高校PTA会長



2020年4月13日 2019年度PTA会計について、収入証拠書、支出証拠書、
銀行通帳等の諸帳簿により会計監査を実施した結果、事務処理
は適正かつ正確に処理されていたことを認めます。

会計監査

会計監査



令和元年度 教育振興費会計収支決算報告書(案)

収入金額 5,693,991 円
 支出金額 4,118,589 円
 差引残額 1,575,402 円 (次年度へ繰越)

収入の部

(単位:円)

科 目	収入額	当初予算額	増減	備 考
繰越金	1,158,579	1,158,179	400	
会 費	4,535,400	4,569,600	△ 34,200	生徒減(異動)
雑収入	12	222	△ 210	預金利息
合 計	5,693,991	5,728,001	△ 34,010	

支出の部

科 目	支出額	当初予算額	残額	備 考
総務費	109,958	200,000	90,042	賠償保険保険料、雑誌・新聞等
部活動振興費	2,741,809	3,100,000	358,191	部活動参加登録費・参加費等
進路指導費	273,460	1,000,000	726,540	補習教材費等
学校行事費	460,764	600,000	139,236	進路・性教育・生徒指導講演 会謝礼、芸術鑑賞補助、その 他学校活動補助
1年のあゆみ印刷費	226,368	240,000	13,632	1年のあゆみ印刷
国際交流費	0	300,000	300,000	国際交流実行委員会補助
予備費	306,230	288,001	△ 18,229	屋外時計取替修繕
合 計	4,118,589	5,728,001	1,609,412	

上記のとおり報告します。

令和 2 年 4 月 10 日

会 計

会 計

上記のとおり確認しました。

令和 2 年 4 月 10 日

会計監査

会計監査

令和2年度 役員・委員名簿

役員

【本部(案)】

役職	氏名	年-組
会長		3-5
副会長		3-6
副会長		3-7
副会長		2-4
書記		3-3
書記		2-5

役職	氏名	年-組
会計		2-
会計		2-5
会計監査		2-5
会計監査		2-7
顧問		学校長

委員

【研修委員】

役職	名前	年-組
		1-1
		1-3
		1-3
		1-5
		2-1
		2-4
		2-5
		2-7
		2-8
		3-1
		3-1
		3-3
		3-3
		3-4
		3-4
		3-4
		3-5
		3-7
		3-7

【保健厚生委員】

役職	名前	年-組
		1-1
		1-2
		1-5
		1-5
		1-7
		2-2
		2-4
		2-5
		2-8
		3-1
		3-1
		3-2
		3-4
		3-4
		3-5
		3-8

【選考委員】

役職	名前	年-組
		1-1
		1-2
		1-3
		1-4
		1-5
		1-6
		1-6
		1-8
		1-8
		2-1
		2-3
		2-4
		2-4
		2-5
		2-6
		2-7
		2-7
		2-8

【広報委員】

役職	名前	年-組
		1-2
		1-4
		1-6
		1-7
		1-7
		1-8
		2-1
		2-1
		2-1
		3-2
		3-6
		3-6
		3-8
		3-8

令和 2 年度 事業計画(案)

1. 本部活動について

- (1) 総会・役員会・常任委員会の開催
- (2) 全国高等学校PTA連合会大会への参加
- (3) 近畿地区高等学校PTA連合会大会への参加
- (4) 兵庫県公立高等学校PTA連合会総会・大会への参加
- (5) 宝塚市内県立高等学校PTA協議会への参加
- (6) コミュニティすみれ総会・幹事会・運営委員会への参加
- (7) 学校評議員会への参加
- (8) 国際交流実行委員会への参加
- (9) 食堂購買運営委員会への参加
- (10) 学校保健安全委員会への参加
- (11) 教育振興運営委員会への参加
- (12) 制服リサイクル
- (13) 生徒会との懇親会
- (14) オーストラリア・マレーシアからの研修団派遣
- (15) オーストラリア・マレーシアからの研修団受入れ

2. 各委員会活動について

- (1) 広報委員会
 - ア. 広報紙年 2 回発行
- (2) 保健厚生委員会
 - ア. 体育大会PTA競技の企画
 - イ. 食堂試食会の開催
 - ウ. 健康教室の開催
 - エ. 食堂購買運営委員会への参加
 - オ. 学校保健安全委員会への参加
- (3) 研修委員会
 - ア. 研修旅行の開催
 - イ. 進路講話会(年 2 回)
 - ウ. 第 29 回日常英会話教室の開催
- (4) 選考委員会
 - ア. 常任委員選考(本部・各専門委員)

3. 委員会全体活動

- (1) ボランティア清掃
- (2) 体育大会立ち番

令和 2 年度 PTA 会計収支予算(案)

収入総額 7,711,576

支出総額 7,711,576

差引残高 0

1 収入の部

(単位:円)

科目	前年度決算額	令和2年度 予算額	増減額	備考
前年度繰越金	1,299,090	1,761,576	462,486	
会費	5,668,300	5,670,000	1,700	@500×延べ11,340人
雑収入	18,001	0	-18,001	利息 助成金 他
その他	780,000	280,000	-500,000	研修旅行参加費
合計	7,765,391	7,711,576	-53,815	

2 支出の部

科目		前年度決算額	令和2年度 予算額	増減額	備考
運営費	総務費	291,888	700,000	408,112	高P連会費 PTA賠償保険 大会参加費他
	会議費	27,383	50,000	22,617	お茶他
	交通費	359,420	600,000	240,580	本部役員、常任委員 交通費
	事務費	161,905	250,000	88,095	郵送 電話 緊急メール 光熱費他
	印刷費	75,621	20,000	-55,621	印刷用紙代
	慶弔費	10,000	50,000	40,000	香典料
活動費	広報委員会	371,560	400,000	28,440	広報紙発行費他
	研修委員会	653,185	720,000	66,815	研修旅行 進路講演会 英会話教室
	保健厚生委員会	22,096	30,000	7,904	体育大会参加費 健康教室 食堂試食会
	選考委員会	0	10,000	10,000	活動費
事業費	進路対策費	1,150,126	1,200,000	49,874	進路関係本(赤本他)長期休業中の空調費他
	環境整備費	64,050	100,000	35,950	花苗 緊急時飲料他
	生徒福祉費	349,870	550,000	200,130	学校図書購入 体育大会生徒飲料他
	学校行事費	1,502,160	1,500,000	-2,160	テント 卒業記念品他 皆勤賞他
部活活動助成金		100,000	100,000	0	部活動助成金
国際交流費		200,000	200,000	0	国際交流事業援助金
積立金		300,000	300,000	0	記念事業積立金
その他		364,551	0	-364,551	今年度予算の費目がない前年度の支出分
予備費		0	931,576	931,576	
合計		6,003,815	7,711,576	1,707,761	

※予算の執行上必要がある場合は、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

令和2年度教育振興費予算（案）

収入総額 6,111,412 円

支出総額 6,111,412 円

差引残高 0 円

収入の部

（単位：円）

科 目	前 年 度 予 算 額	R2 年 度 予 算 額	増減(△)	摘 要
繰越金	1,158,179	1,575,402	417,223	
会 費	4,569,600	4,536,000	△ 33,600	@400×945人×12月
雑収入	222	10	△ 212	預金利息
合 計	5,728,001	6,111,412	383,411	

支出の部

科 目	前 年 度 予 算 額	R2 年 度 予 算 額	増減(△)	備 考
総務費	200,000	200,000	0	事務費等(賠償保険保険料等)
部活動振興費	3,100,000	3,100,000	0	部活動参加登録費・参加費等
進路指導費	1,000,000	1,000,000	0	補習教材費等
学校行事費	600,000	600,000	0	進路・性教育・生徒指導講演会謝礼、芸術鑑賞補助、その他学校活動補助
1年のあゆみ印刷費	240,000	240,000	0	1年のあゆみ印刷
国際交流費	300,000	600,000	300,000	国際交流実行委員会補助
予備費	288,001	371,412	83,411	
合 計	5,728,001	6,111,412	383,411	

賠償責任補償制度加入について(PTA 団体保険)

【提案】 対象を PTA 会員の生徒全員24時間学校内外プライベートの時間も保障、年間 400 円×PTA 会員の生徒人数への加入

詳細については添付資料 1、2 をご覧ください。

現在は、PTA 活動中についての保障のみの、年間 100 円×PTA 会員数に加入しています。

【理由】 生徒への補償内容が充実しているため

規約改訂 会計の人数について

【提案】 第 2 章 第 5 条下線部変更
「 会計2名 」を「会計若干名」

第 2 章 第 8 条に下線部追加

「役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし会計のみ1年とし再任は不可とする。」

【理由】 現在、抽選等で役員選出が行われており、選出された年度によっては各個人の事情が異なるので、役員内で役職の人数の調整ができるようにするために若干名に。また、年度によっては 1 人で会計を担当する可能性があり、1 人が数年に渡り会計をすることは望ましくないため年度ごとに交代を。

規約改訂 書面総会について

【提案】 第3章 第9条 (5)を追加
役員会が必要と認めた場合は、書面にて総会を行うことができる。
この場合議決権の行使は原則として、会員の書面(メール等を含む)による議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。

【理由】 現在書面総会についての記載がないため追加

以上



全国高P連

年間掛金
400円×生徒数
(生徒数×9円の制度
維持費を含みます)

賠償責任補償制度のご案内

連合会加盟校の
約**55%**が
加入済!!

全国高P連

賠償責任補償制度が選ばれる理由!!

Point
1

児童・生徒の賠償責任に特化! 24時間補償で安心!

✓ 学校内・学校外・プライベート中も補償! ✓ 24時間補償! ✓ 最高1億円補償

Point
2

PTA管理下の事故におけるPTAに対する賠償責任も補償!

✓ 生徒だけでなくPTAが賠償責任を問われた場合も補償

Point
3

学校(PTA)単位での加入で安心&簡単!

✓ 掛け漏れなしで安心 ✓ 事務手続きも一括でOK

補償内容

「もしも」のときの経済的負担を補償します。

児童・生徒
賠償責任

日本国内における
生徒の行為に起因する
賠償責任を24時間補償します。

PTA
賠償責任

より充実したPTA活動をサポートします。

PTA管理下における日本国内での
PTA活動の遂行に起因する賠償責任
およびPTAの借用している財物損壊等
に対する賠償責任を補償します。

Q 補償を受けることができるのは?

生徒およびその親権者等の法定監督義務者

Q どんなときに補償されるの?

例えば、以下のような事例があります。

- 生徒が休み時間にふざけてガラスを割った。
- 生徒が自転車に乗っていて、誤ってお年寄りにぶつかりケガをさせた。
- 生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。

登下校中や休日などに起きた事故まで**24時間補償**されます!



Q 補償を受けることができるのは?

PTA

Q どんなときに補償されるの?

例えば、以下のような事例があります。

- 対人・対物: PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた。
高校敷地内でPTAの奉仕活動中、除草作業で石を跳ね学校のガラスを破損。
- 保管物: PTA総会で使用するために借用した設備を誤って落として壊した。
PTA活動従事者であれば、教職員もPTA団体の構成員として補償の対象となります!



Q 支払限度額は?

支払限度額 (対人・対物合算)	1事故につき	1億円
免責金額 (自己負担額)	1事故につき	5千円



Q 支払限度額は?

支払限度額	対人・対物		保管物	
	対人	1名につき 1事故につき	加害者1名につき	10万円
	対物	1事故につき	保険期間中	500万円(*)
免責金額 (自己負担額)	対人・対物それぞれ 1事故につき	1千円	1事故につき	5千円

(*) 加入生徒数が50名未満のPTAの場合、保険期間中の支払限度額は10万円×加入生徒数です。

補償期間(保険期間)

新規加入PTA 令和2年4月1日(水)午前0時～令和3年4月1日(木)午後4時

更新PTA 令和2年4月1日(水)午後4時～令和3年4月1日(木)午後4時

中途加入の場合は、加入申込をした翌月の1日午前0時～令和3年4月1日午後4時です。

❗ ご注意

児童・生徒賠償責任

賠償責任補償制度の補償範囲 ☐ 賠償責任補償制度が対応している範囲です。

事故発生場所	学校管理下外 (日常生活)	学校管理下 (*1)
主な責任主体	児童・生徒	
補償の対象と範囲	[24時間]の補償	
事故の原因	故意	×
	過失・ 不可抗力	○
	(支払対象)	学校の管理責任「あり」 × (*2) (支払対象外)
		学校の管理責任「なし」 ○ (*2) (支払対象)

(*1)「学校管理下」…「登校から下校までの全ての時間（休み時間中・課外活動中も含みます）」が学校管理下となります。

(*2)「学校の管理責任」…日常的な指導状況や事故現場において適切な注意が払われていたかどうか等を総合的に勘案の上、責任の有無や責任の割合を判断致します。

けんかによる加害事故

➡けんかによる加害事故については、本人の故意によるものとみなされることが多く、その場合は補償の対象となりません。

アルバイト中の事故

➡会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒個人の過失が認められた部分については補償の対象となります。

PTA賠償責任

- 「PTA」とは、保護者と教職員で構成される団体をいい、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、生徒の校外における生活の指導、もしくは地域における教育環境の改善・充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。
- 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただしPTAの構成員であるPTA会員および生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。
- 「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

補償の対象とならない場合(主なもの)

児童・生徒賠償責任

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対する賠償責任
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害
- ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等

PTA賠償責任

共通

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等

PTA活動の遂行に伴う賠償責任のみ

- ⑦自動車、原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑧PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任

保管物に係わる賠償責任のみ

- ⑩被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

本制度の加入について

本制度は単位PTAごと一括して加入いただき、保護者がPTA会員の生徒全員を補償するものですので、加入申込は単位PTAの担当者が一括して行います。（各単位PTAの申込担当の方は、別途配布しております「手引き」を十分ご確認のうえ、お手続きください。）
なお、一旦加入した後は、単位PTAより所定の期日までに更新しない旨の申し出があるか、保険会社より連絡がない場合、引き続き毎年自動更新されます。（原則として契約者である全国高P連にて保険会社に対して更新手続きを行います。）

ホームページでは、賠償責任補償制度について詳しくご紹介しております。

全国高P連

Q 検索

<http://www.zenkoupren.org/index.html>



このチラシはPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。保険の内容は「全国高P連賠償責任補償制度の手引き」および「手引き」に掲載している保険約款をご覧ください。ご不明の点がございましたら下記までお尋ねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●補償内容についてのお問い合わせ窓口

(引受幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 TEL.03-3515-4133

担当課 公務第二部文教公務室

(共同引受保険会社)

AIG損害保険株式会社 TEL.03-6848-8480

三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03-3259-4061

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 TEL.03-3349-9588

●制度についてのお問い合わせ窓口

一般社団法人 全国高等学校PTA連合会

東京都千代田区神田佐久間町2-1 奥田ビル301

TEL.03-5835-5711

兵庫県立宝塚北高等学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、兵庫県立宝塚北高等学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(目的及び方針)

第2条 本会は、保護者、教職員相互が協力して、生徒の健全なる育成をはかり併せて本校教育の充実に資することを目的とする。

本会は、営利的、宗教的、政治的、政党的であってはならない。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修と親睦をはかること。
- (2) 生徒の学習、諸活動の援助及び充実に資をはかること。
- (3) 教育環境の整備、充実に資をはかること。
- (4) 関係諸機関との連携をはかること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 組 織

(構 成)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 特別会員 本校教職員

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2～3名 |
| (3) 書 記 | 2名 |
| (4) 会 計 | 2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |
| (6) 専門委員 | 若干名 |
| (7) 顧 問 | 若干名 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書記は、本会に属する事務をつかさどる。

- (4) 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、会員に報告する。
- (6) 専門委員は本会運営上の議案を審議、決定する。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営について助言する。

(役員を選出)

第7条 前条による役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、会計監査の各役員は、常任委員会において選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 入学時に今年度・次年度・次々年度の3年分の委員を各クラスより若干名選出する。
- (3) 顧問は、常任委員会が推薦したもの及び学校長とする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第3章 会 議

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会、常任委員会とし、会長が招集する。

- (1) 総会は、会員の過半数をもって成立し、議決は出席会員の多数決による。毎年1回以上開き、会務の報告、役員の承認、予算の議決、決算の承認、会則変更その他重要事項を決議する。
ただし、会長が必要と認めた場合及び全会員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開くものとする。
- (2) 役員会は、本会運営上必要な事項を企画審議する。
- (3) 常任委員会は、本会運営上必要な事項を審議する。緊急を要する場合は、常任委員会の議決をもって総会にかえることができる。ただし、この場合は、次の総会において報告し、承認を得なければならない。
- (4) 専門委員会は、広報、研修、保健厚生、選考などの各部門にわかれ、それぞれの任務を担当する。各専門委員会は、必要に応じ会長と協議の上それぞれの事業を執行する。

第4章 会 計

(経理)

第10条 本会の経費は、会費、その他をもってこれにあてる。正会員は、本会の事業を行うのに必要な会費を負担し、定額を納付する。
ただし、生徒1人を単位とし、月額500円を納入する。
また、特別の事情のある場合は、常任委員会の承認を経て、会費の一部または全額を免除することができる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(慶弔費)

第12条 会員の弔慰費に関する規定は、会員またはその生徒が死亡した場合は、10,000 円の香典を支出する。

第13条 上記以外の慶弔、見舞いなど必要とする場合は、本部役員協議の上決定する。なお、支出した場合は役員会にて報告する。

第5章 個人情報の取り扱い

第14条 本会の活動を推進するために、必要とされる個人情報の取得や利用、管理については次の通り適正に運用するものとする。

(1) 取得した個人情報は決めた目的以外のことに使わない。

(2) 取得した個人情報は安全に管理する。

(3) 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

附 則

第1条 本会則は、昭和60年6月4日より施行する。

本会則は、平成2年5月28日に一部改正

本会則は、平成3年5月27日に一部改正

本会則は、平成5年5月24日に一部改正

本会則は、平成18年5月19日に一部改正

本会則は、平成19年5月18日に一部改正

本会則は、平成24年5月18日に一部改正

本会則は、令和元年12月11日に一部改正